

会計管理者の補助組織設置規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月30日

倉吉市長 石田 耕太郎

倉吉市規則第21号

会計管理者の補助組織設置規則の一部を改正する規則

会計管理者の補助組織設置規則（昭和52年倉吉市規則第27号）の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(分掌事務)</p> <p>第3条 課が分掌する事務は、次の各号に掲げる事務の区分に応じて、当該各号に定めるものとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 市長の権限に属する事務 次のアからエまでに掲げるもの</p> <p>ア～エ 略</p>	<p>(分掌事務)</p> <p>第3条 課が分掌する事務は、次の各号に掲げる事務の区分に応じて、当該各号に定めるものとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 市長の権限に属する事務 次のアからオまでに掲げるもの</p> <p>ア～エ 略</p> <p><u>オ 用品調達基金に関すること。</u></p>

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。